[redacted]

十月十八日十九日二十日中央公會堂に於て開催綱領に就ての我々の方針貫徹す

十月三十日名古屋に於て開催せられたる官業労働同盟大會の決定は左の通りである 政治的共同戦線の無産政党の組織は刻下の急務である然れども其の共同には誠意がなければならぬ 故に我々は真に精神的に提携し得る團体と共に大衆的無産政党の樹

[redacted]

十一月五日本部に於て開催されたる中央委員會の決定は左の通りである

一、綱領規約の左傾化には反對する事 左傾化はやむを得ざるものとして承認する事

二、本同盟員が他團体の會員と又はその他の党員と共に政党支部を組織したる際は兎角組合の統制を攪乱される虞れあるを以て共【中略】成るべく組合内部に於て政党支部を組織せしめる方針を採る事 但し地方の事情に依りやむを得ざる場合は他と協力して支部を組織する事も出来る

【機紙八十三号】

[redacted]

十月二十九日東京に於て開催せられたる第二回綱領規約調査委員會に於て政治研究會無産青年同盟加入問題のため總同盟は脱退した故に残留團体は評議會をも脱退せしめて十二月一日農民労農党の結成結党を挙げ[illegible]至った禁止の理由は左の通りである

一 だが三時間[illegible]で行動綱領の裏に原則綱領があると認められて

二、團体加入の不可

三、參加團体中に政治研究會及無産青年同盟の存在する事

四、[illegible]

労働農民党[illegible]

農民組合山上武雄官業労働川村保太郎[illegible]の提唱に依り[illegible]し十一月十三日大阪中央公會堂に於て第一回無産政党準備協議會[illegible]られたる官業労働総同盟大會の[illegible]

[redacted]

に居[illegible]左の通りです

決議 我等は農民労働党が[illegible]

官業[illegible]